

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和5年12月14日（第3日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから令和5年平泉町議会定例会12月会議、8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、町長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

日程に入るに先立ちまして、発言の機会をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）の一部訂正についてであります。

議案書115ページになります。

さきに提案させていただいております令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）に訂正がございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

既に議員の皆様方にはお手元に正誤表を配付させていただいておりますけれども、令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算収益費用明細書の表中の数値の訂正についてでございます。

内容については担当課長より説明をさせますが、従来も二重、三重のチェックを入れながら、最終チェックもしながらやっていたところでもありますけれども、結果としてこうした事案が発生しましたことは、まさにそういった意味では不備あったということに尽きるというふうに思います。いずれチェック体制も、従来の方法と、また内容を検討させていただきながら、引き続き再発防止に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

改めまして訂正し、おわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

議 長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

議案書115ページの予算に関する説明書である令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算収益費用明細書に訂正がございますので、おわびして、正誤表のとおり訂正させていただきます。

収入については訂正はありません。

支出になります。1款下水道事業費用、補正予定額21万1,000円減から14万8,000円減に、計2億7,493万9,000円から2億7,500万2,000円に、1項営業費用補正予定額21万1,000円減から14万8,000円減に、計2億4,650万2,000円から2億4,656万5,000円に、7目総係費補正予定額21万1,000円減から14万8,000円減に、計2,065万8,000円から2,072万1,000円に、2節職員手当等金額

6,000円から6万9,000円に訂正させていただきます。

誤りにつきましては、議案書の差し替え時に不備があったものであり、また課内でのチェックにおいても不十分であったことが原因であります。正誤表のとおり訂正し、おわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

議長（高橋拓生君）

議長から諸般の報告を行います。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

---

議長（高橋拓生君）

日程第1、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務教民常任委員長及び産業建設常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

---

議長（高橋拓生君）

日程第2、請願第4号、私学教育を充実・発展させるための請願を議題といたします。

総務教民常任委員長の報告を求めます。

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項

の規定により報告します。

受理番号、4号、付託年月日、令和5年12月7日、件名、私学教育を充実・発展させるための請願。

審査の結果、採択すべきものとなりましたことを報告いたします。

議長（高橋拓生君）

以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

私学教育を充実・発展させるための請願について、原案に対しては、私は反対の立場で討論いたします。

請願に、私学の教育諸条件、施設、設備などの整備は全体として公立より遅れた状況に置かれているのが実情とありますが、教育や施設、設備が公立より遅れている状況ではないと思います。私は公立と違った建学精神、教育方針などを掲げ、入学希望者を増やしています。学校運営費は学校に対して直接補助するもので、授業料は就学支援金等で私立高校の生徒にも支援が行われています。2020年4月から私立高校の授業料実質無償化がスタートし、世帯収入590万円未満世帯に対して年間39万6,000円を上限とする奨学支援金が支給されています。世帯収入が590万円以上910万円未満の場合は、公立、私立とも年間11万8,800円の就学支援金が支給されています。

また、文科省が行った都道府県別中途退学者に、岩手県は経済的理由での中途退学者はゼロ人となっております。アルバイトを希望する生徒が増えているとの実態や修学旅行に行けない生徒がおられるとのことですが、国・県の就学支援が私立高校にも拡充されております。

以上の理由で、原案に対して反対をいたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

私は、私学教育を充実・発展させるための請願に賛成の討論を行います。

文部科学省の地方教育費調査によると、令和3年度、岩手県では公立高校の場合、生徒1人当たり128万円を負担し、一方で、私立高校に対しては生徒1人当たり37万円の負担となっているといます。公立高校の入学金は基本的に全国共通5,650円ですけれども、私立高校の場合は、一関市内の私学では普通科の入学時納付金が16万7,000円、そして5月以降は毎月2万7,000円と

なっています。私学にはそのほかに施設整備費など学費以外の負担もあり、岩手県内の平均で、令和5年度では初年度納付金は55万円です。高校進学率が98%を超え、事実上の義務教育となっている現在、このような格差を放置してはいけないと思います。

一関市内の私立高校では、公立高校が受入れが難しいという障害を持った子供の入学も受け入れ、子供の学びたいという願いに応じており、公立では果たし切れていない役割も担っているのです。私学の保護者は、税金として公立の教育費も負担しています。つまり、教育費を二重に負担しているとも言えるのです。平泉町からは、一関市の2つの私立だけでも、今年5月では29名が通学しています。

こうしたことから、本請願は採択すべきと考えます。議員各位の賛同をお願いし、討論いたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

私学教育を充実・発展させるための請願を採択することに反対の立場から討論に加わります。

毎年12月会議に出されます、この恒例になった本請願に反対討論いたしますこと、もう3度目ではありますが、本請願の趣旨は、私学と公立高校の学費等の格差を解消するため、私学助成金の限りない増額を求めるものであります。

子供が教育を受ける権利は平等であることは言うまでもありませんが、私学助成において、国は決して無策ではありません。2020年度より高等学校就学支援金制度が改正をされ、2019年までの就学支援金が、年収270万円未満の場合は29万7,000円、350万円未満の場合は23万7,600円、590万円未満の場合は17万8,200円だったものが、590万円未満の世帯に一律39万6,000円に引き上げられ、授業料が39万6,000円以下の場合は実質無償化となったものであります。このことにより私立高校と公立高校の授業料格差は解消していることは、過去の反対討論で申し上げてきたところでございます。

私立高校の学費のうち主なものは、授業料と施設整備費等であり、また、初年度は入学料も必要となります。令和4年度岩手県の私立高校の初年度納付金平均額を見ますと、授業料が38万8,800円、入学料が9万6,154円、施設整備費6万9,162円で計55万4,115円になります。ここから就学支援支給額の38万8,800円が差し引かれますので、実質負担金額は16万3,315円となります。2年次、3年次には授業料が無償となることから、施設整備費の6万9,162円が1年間の実質負担額となります。高校3年間の実質負担金の合計は30万3,639円です。

後で述べますが、これが世帯年収910万円未満の場合は、就学支援支給額は11万8,800円で3年間の実質負担額は111万3,639円となり、世帯年収590万円未満と比較すると年額81万円もの差が生じることとなります。制服代や教科書代、部活動費、修学旅行積立金など授業料以外の費用については無償化の対象にはなりません。教育費負担を軽減するために低所得者世帯を対象に奨学給付金制度があり、生活保護受給世帯には5万2,600円、非課税世帯の第1子には13万7,600円、

第2子以降には15万2,000円が給付されています。むろん給付ですから、返済の必要はありません。

請願事項に、本町の私立高等学校生徒学費補助金交付制度に、授業料以外に入学料、施設整備費を含めるよう制度を拡充する要望が出されています。本町における同制度は、町民税所得割課税額と県民税所得割課税額の合算額が8万5,500円未満の家庭に対し、年額6万2,400円の授業料に対する補助、課税合算額が8万5,500円以上25万7,500円未満の世帯には3万円の補助がなされています。つまり、低所得者世帯から私立高校へ通う世帯には、合算すれば相当の支援がなされているという現実があります。

公立高校への支給額を見てみますと、全日制の授業料は全国同一の月額9,900円、年額11万8,800円が支給されます。公立高校の入学金は全国共通の5,650円、学納金が4万1,258円、修学旅行積立金3万5,579円、教科外活動費4万4,277円で、授業料を入れた初年度負担額は約28万とされ、実質負担額は11万7,264円となりますので、私立と比較して著しく低いものでないことが分かります。

人口減少、少子化により、私立、公立を問わず、定員割れのため、その存続維持が困難な高校が増えている現実があります。特に地方の私立高校については、定員割れは経営採算に厳しい状況で、学校経営の存続が困難に陥ることも予測されるものでありますが、入学金や施設整備費等も交付対象とした学校運営費を含む全ての学納金を限りなく無償化に近づけるよう求める本請願は、税の下の公平さや財源の現状から見て、無理があるものと思われます。

私立高校と公立高校の学費格差は、今述べましたように既に解消し、多年にわたる請願の目的は達成されていると思います。子供が教育を受ける権利は平等であるべきですが、年収による支援金の線引きをすることこそ課題であります。年収が低くても、不動産や農業による食料自給、自家用車などの金融資産を有し、生活にゆとりがある世帯もあれば、年収は高くても資産もなく、生活にゆとりがない都市型世帯もあります。

さきに述べましたように、世帯の収入により年間81万円もの格差がつくことこそ課題であります。大阪府が、私立を含む高校授業料の完全無償化を令和6年度から実施し、東京都も、910万円未満の世帯の所得制限を撤廃します。今後どう全国に波及していくのかが注目されるところであります。国会においては、多子世帯は大学も無償化、学校給食や教材も無償化とすべきなど、全世代型の教育無償化論が論ぜられております。課題は、増える支出を補う収入を誰が負担するのか、勘定科目の何を削って捻出しようとするのか、そして、それは国民に公平な税の使途なのか議論されなければなりません。

就学支援金制度が改正されてから3年目、授業料実質無償化としたその効果はいかようであったのか。その後の進路や中途退学の減少に結びついているのか。先行する大阪府を参照にした検証がなされています。国民の税金を資とする以上、その費用に見合った効果があるかを検証するのは当然のことであり、税を負担する国民への義務であります。

検証の結果、1つには、授業料の無償化は大学への進学率に結びついていない。2つに、中途退学率の推移は変動していない。3つに、私立高校への進学率が27.4%から34.2%に増えたとい

うことが報告をされております。学校教育支援制度には少なくない課題があり、その費用に見合った効果があるのかを検証しなければなりません。私立高校の授業料が地域によって大きく異なる課題や、住んでいる地域によって私立高校への進学ハードルの違いも存在します。

請願の趣旨として、全ての子供が希望する教育を受けられるようにするために、学納金の無償化が必要であると述べられています。子供や保護者が希望する高校への進学がかなうための施策として、私立と公立の学費格差をなくせという論であります。全ての生徒が自分が進学したい高校に費用を心配せずに進学できる制度を目指すのであれば、有用な制度として高校の義務教育化、完全無償化論が論ぜられるようになるかもしれません。

その場合には、公立高校と私立高校はどのような位置づけになるのでしょうか。私立高校における大学進学やスポーツに特化したカリキュラムや施設、サービスにおいて公立高校との差は大きいものがあり、学費に格差があるのは至極当然のこととして捉えられています。そこに私学独自の建学の理念があるのに対し、その対価となる学納金と公立高校の学納金の平等を求めるのは不平等であり、税の使途として公正さを欠くものであると言われております。

今、国会では異次元の子育て施策として、保護者負担ゼロの論議がなされています。税の使途に不公平感のないように、慎重に議論が重ねられていると承知をしております。国公立、私立の区別なく、生徒が望む進路を選べるとは何を指すのか。先行する大阪府や東京都の今後の状況を見ながら、的確な対処方法を検討する過程において、改めて問題の提起をすべきと考えます。

多年にわたります同一内容の本請願は、2020年度の就学支援金制度の改正をもって一定の目標を達成しているものと考えます。さらなる補助制度については、申し述べてきましたとおり、高等学校教育そのものの在り方など議論されているところであり、本議会としてもその議論の推移を見守るべきと考えます。

よって、本請願の入学料及び施設整備費への補助拡大を求めようとするに現時点において賛同することは困難であることから、採択をすることに反対するものであります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

私学教育を充実・発展させるための請願に、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

2010年より高校の授業料が無償化されました。2020年より、私立との授業料の平均に対して足りない金額を就学支援金として助成されているわけです。入学金や施設整備費の費用などは、別途にかかっていくわけでありまして。そして、入学金などまで出すとなると、別の支援金で奨学金などの手続きが必要となります。奨学金も高校入学してからの手続きが必要で、お金は最初に準備しなくてはなりません。真に好きな高校に誰もが入れるようにということで、支援をしていく制度としたいと考えております。

さらに、請願に賛成していただきたいと考えております。皆さんの真摯な考えに期待し、討論を終わりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第3、議案第46号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

議案書3ページをお開き願います。

議案第46号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

本改正条例は、近年の児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のために体制強化を行うことを趣旨に、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、令和6年4月から全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が努力義務とされたことに対応しまして、組織機構の見直しを図り、子育て支援課を新たに設置することなど、所要の整備を行おうとするものでございます。

第1条では、現在、町民福祉課と保健センターがそれぞれ担任する児童福祉と母子保健関連業務を一体的に運営し、妊産婦を含めた子育て世代を一元的に支援する新たな内部組織として、子育て支援課の設置を規定しようとするものでございます。こども家庭センターにつきましては、別に設置要綱を定めまして、子育て支援課内に置き、運用することとしております。

第2条では、子育て支援課において2つの大きな役割となります児童福祉と母子保健に関することを分掌事務として規定するものでございます。また、現在町民福祉課の分掌事務となっております青少年問題に関することに関しましては、所管を教育委員会事務局に移管することに伴い、町民福祉課の分掌事務から削ることで整理しようとするものでございます。課設置条例の改正のほか、子育て支援課の設置に伴いまして一部改正を要する条例が3本ございまして、本改正条例

の附則による一部改正として取り扱うものでございます。

1つ目は、平泉町職員定数条例でございます。子育て支援課設置に伴う人員配置を勘案し、町長部局の職員の定数につきまして90人から92人に引き上げる改正を行おうとするものでございます。町長部局内における組織分課別の定数につきましては、職員定数規程を別途改正することとしております。

2つ目は、平泉町青少年問題協議会設置条例でございます。青少年問題に関することの分掌事務を教育委員会事務局に移管することに伴いまして、当該協議会の庶務についても教育委員会事務局に移管する改正を行おうとするものでございます。

3つ目は、平泉町子ども・子育て会議条例でございます。現在、当該会議の庶務を所管している町民福祉課から子育て支援課に移管する改正を行おうとするものでございます。

いずれの一部改正条例につきましても、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

ただいま説明のありました2つの課が一つという形で子育て支援課として来年4月1日から始まるわけなのですが、子育て支援課の事務分掌について、こういった形の分掌になるかお知らせ願います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

子育て支援課の中にこども家庭センターを置くということにしておりますので、まずその部分から申し上げますと、こども家庭センターにおいては児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談、把握、情報提供、必要な調査、指導等、保健指導、健康診査等、関係機関との相互調整、支援を要する子供、妊産婦等へのサポートプランの作成、地域資源の開拓などが主な業務となっております。

また、児童福祉係ということで申し上げますと母子・父子福祉に関すること、それから児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること、児童手当及び子ども手当に関すること、出産祝金に関することほか、現在の町民福祉課が担任する部分の児童福祉関係の部分、さらには保育所の指導、入所手続、児童福祉に関する全般的なこと、児童家庭相談業務、児童虐待防止、それからDV防止等、次世代育成支援対策推進、認定こども園等に関すること、児童クラブに関することといったようなものが、先ほど新規にこども家庭センターを設置するに当たって申し上げた事項のほか、担う予定となっております。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

こども家庭センターの設置という新たな形となると思いますが、児童福祉の係の中で、新たにセンターに関する事なのですけれども、加えられた係といたしますか、そのところがございましたら上げていただきたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今申し上げたこども家庭センターの担当事務、担当業務ということで申し上げますと、サポートプラン作成に係ることと、それから子育て世帯訪問支援事業に関する業務、児童育成支援拠点事業に関する業務ということで、それぞれ保健師あるいは新たに採用する社会福祉士等が担うということでございまして、具体的な規則改正に伴う内容につきましては現在調整しておりまして、令和6年4月1日に円滑に開設できるように調整してまいります。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

今説明のありました中に児童育成支援拠点事業というものがございましたが、この中身について、分かる範囲でお伝え願えたらと思います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

こども家庭センターの運営に当たりましては、国から指定のある事業等、今情報が徐々に開示され、提供されて、そのための準備を行っている最中ではございまして、今回の組織改編の検討に当たりましては、保健センターあるいは町民福祉課とその都度協議を行いながら、開設に向けて、新たな課が担うわけですけれども、現在の組織の中で想定した中でいろいろ協議を行っているところであります。今のこの児童育成支援拠点事業に関する事につきましても、現在ある情報ですと、十分にどういったことが行われるかといったようなところがまだ具体的にお示しできる段階ではございませんので、その辺は今後そういう情報を踏まえて内部で十分協議した上で、どのような事業を実施していくのかといったことを公表というか情報を議会の皆様、町民の皆様にお知らせした上で、開設に向けて努力してまいりたいというふうに考えます。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

人員配置についてお伺いいたします。新しい課ですので、課長という形で設置、そして補佐という形で配置されると思うのですが、その中に統括支援員という新たな名称があるようですが、統括支援員の役割について分かりましたら教えていただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

統括支援員につきましては、現在配置予定の課長補佐級の保健師が課長であるセンター長の下でそういう専門的な業務を担うと。こちらの職員につきましては、いずれ母子保健と児童福祉双方に十分な見識を持って調整役に当たるということでございます。したがって、現在子育て支援課の職員数は7名というような形で、再任用も含めて考えますと保健師は3名を配置予定でございます。当然保健師の経験年数等もございますから、新たに採用される社会福祉士等と併せて、新たな統括支援員となる方については、現在の持っている知識を、さらに見識を広めるために必要な研修あるいは今回の法改正によって、こども家庭ソーシャルワーカーといったような新たな資格等も予定されているようでございます。そういった資格を取るべく必要な研修の機会をちゃんと確保して、必要な体制を整えてまいるということでございますので、現在担う方は、課長補佐級の保健師を想定してございます。

議長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

新しい課を設置をすると。この流れにあつては、国の流れだったり様々なことですから、どうこういうわけではないのだけれども、いずれずっと前から言われているように、本町のいわゆる人件費が相当かかっているということからすると、今回にあつては90人から92人だという説明がなされました。

私が言いたいのは、いわゆる子ども・子育ての支援事業ということなわけですが、これまでもいろんな形で子供、人口減少に対する対策をしてきたところでございますが、受皿は立派にできるだろう、恐らく。しかしながら、現実問題として、平泉町だけではないのだけれども、これから先、新しい課を設置しても、どんどん子供が増えるとかということは予想されない、私からすれば。そうであれば、当局もきっちりと気を引き締めてかからないと、新しい課に通う人間がどんどん少なくなってくる心配がなされますが、町長、そこらあたりの今後の対策あるいは考え方等について伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまの議員のご質問は、本質的な子育て支援を従来もやられてきたと、その中でも実質的に減少に歯止めがかかっている状態ではないのだと。そういった基本的な部分にしっかり取り組むことについてのご質問かと思いますが、まさしく現在、今までも教育委員会、そして町民福祉課、保健センターと様々な子育ての中で課題、問題等も的確に、それに対応をすべく、対応をいたしてきた経過があります。それをさらに包括的に、新たな課を設置して、一つは現在のそうした課題に対してしっかり取り組むと同時に、今後さらに、人口減少を幾らかでも緩やかに、全く

なしということはなかなか難しいけれども、でも政策的に様々な角度から支援を、そしてやっていかないと、総体的にそのスピードは急に下がらないで、様々な政策を今進めていることは議員もご承知のとおりであります。

今回コロナ禍、まだ言うところではないかもしれませんが、しかしこの後、やっぱりさらにそういった部分は積極的に様々な政策の中でも総合的に進めなくてはならない最大の課題だという認識をいたしております。新しい課ができたから、あ、よかったよかったということではなく、その課を軸にしながら、今後様々な政策に対しても、まさに教育委員会、町長部局、そして産業振興をしていただいております農業委員会等ともしっかりした連携を取りながら進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思いますし、また議会の皆様方にもご支援を賜りたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

町長の取り組みについて述べていただきました。

以上で終わります。

議長（高橋拓生君）

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

次年度にはこども家庭センターなり子育て支援課ができるわけですけれども、移行期間の3月25日まで、今までどおりの相談というわけにはいかないのではないかなと思うのですが、保健センター全てが使えなくなるかどうか分かりませんが、それに対してどのように支援や業務をやっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

具体的に保健センターの改修工事が今、これからまに行われるというようなことですが、その件につきましては、保健センターと今後の事業の実施予定等を勘案しながら、調整を行いながら、工事事業者ともその辺は十分協議をして行うということですが、物理的な問題で申し上げますと、さらには人的な配置に関しましても、現時点では新たな課に配属される職員についても、例年、人事の異動については3月の中旬頃に内示を行っているところでございますが、これも若干早まるというような見通しということで認識しております。できるだけ、新たな開設ということで、現在の保健センター、町民福祉課の2つの課から業務が分課されるということもございまして、工事の物理的な調整と人的な配置ということでの事前の準備といったことを併せて調整する、そういうようなことで予定してございます。

議長（高橋拓生君）

4 番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

1 点だけ。子育て支援課が新しくつくられますけれども、それに伴いまして職員定数規程が変わりまして、町民福祉課から 2 名、保健センターから 3 名配属されるというか行くわけです。そうなりますと、町民福祉課が今大分忙しいところですからけれども 2 名減って、保健センターも忙しいですけれども 3 名減って、今の業務に支障はないのか、伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今回の組織改編に当たりましては、関係する課の課長をメンバーとしまして組織改編の検討部会を設置しまして、幾度となく検討し、この組織改編前後の人員配置については調整を行い、そして行財政改革推進委員会において決定し、最終的に町長が決定したもので現在提案させていただいているところでございます。当然業務が移行することによって人員等の配置の見直しが行われるということで、そういったことは想定した上で、担当する課においてもそういう認識でいるというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

1 つ伺いたい。子育て支援、高校への進学、専門学校、大学への進学等の支援については、教育委員会もここで触れてくるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

子育て政策ですから、当然進学ということになりますと教育委員会も関係しないわけではございません。つまり、いろんな子育てを総合的に進めていくわけですので、今おっしゃられた内容については、当然この新しい子育て支援課と調整、全体的にコーディネートされた上で子育て政策が進めていけるというふうに考えておりますので、それぞれ子育て支援課が全てを担うということではないということをご認識いただければというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

今現在保健センターにある、下にある子育て包括支援センターの窓口はどうなのでしょう。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

これにつきましても、保健センターの改修工事に関することですけれども、今おっしゃられ

た現在の子育て世代包括支援センターとして相談用に建物を新設しておりました。こちらは仮に、現在想定しておりますのは、2階に子育て支援課を設けますので、その際に妊娠されている妊婦さんとかがどうしても2階に上がれない場合にそちらのほうも相談室として活用するというような、そういうようなことで考えてございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第4、議案第47号、平泉町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第47号、平泉町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についての補足説明をさせていただきます。

本条例は、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化を目的として、町の機関等による条例、規則等を根拠とする手続を従来の書面等による取扱いに加え、インターネット等の情報通信手段、その他の情報通信技術を活用する方法により行うに当たって、必要事項を定めようとするものでございます。

第1条は、今申し上げました条例の目的を規定するものでございます。

第2条は、本条例に係る用語の定義を規定するものでございます。

第3号におきまして、本条例が通則的に適用となる町の機関等をうたっておりまして、議会以

外の町の機関となっております。

6 ページをお開き願います。

第3条は、条例の規定により書面等により行うこととしている申請等につきまして、オンラインで行うことができることを規定するものでございます。

7 ページをお開き願います。

第4条は、条例等の規定により書面等により行うこととしております処分通知等について、オンラインで行うことができることを規定するものでございます。また、処分通知等に係る到達時期を定めるとともに、処分通知等で必要な署名等におきまして、規則で定める方法により行うことができることを規定するものでございます。

8 ページをお開き願います。

第5条は、条例等の規定で書面等により行うこととしている縦覧等につきまして、電磁的記録による縦覧等を行うことができることを規定するものでございます。

第6条は、条例等の規定で書面等により行うこととしている作成等について、電磁的記録の作成等により行うことができることを規定するものでございます。

第7条につきましては、申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や、許可書等の書面を事業所に備え付ける必要があるなど、オンライン化が適当でない手続につきまして、規則で定めたものは適用しないことを規定するものでございます。

8 ページをお開き願います。

第8条は、行政機関の情報連携等により入手、参照できる情報に関する添付書類につきましては、規則で定めた上で添付を不要とすることができることを規定するものでございます。

第9条は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の状況について、インターネット等を通じて公表することを規定するものでございます。

第10条は、本条例以外に、本条例の施行に関する必要事項について、規則で定めることを規定するものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時12分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第5、議案第48号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第48号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書10ページをお開きください。

今回の改正は、本年5月11日、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正法が施行されたことに伴い、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付において、これまでの個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用した交付に加え、移動端末設備、いわゆるスマートフォンを利用した交付も可能とするための整備を図るものであります。

具体的には、これまでの個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を個人番号カード用利用者証明用電子証明書に名称を改め、新たにスマートフォンに登載する電子証明書として移動端末設備用利用者証明用電子証明書に関する規定を追加するものであります。

お手元に配付しております参考資料の3ページ、議案第48号参考資料、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表によりまして改正の内容をご説明させていただきます。

第14条第2項では、役場窓口において個人番号カードを提示して行う印鑑登録証明書の交付について規定しております。改正後の同条項においては、個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書の名称を個人番号カード用利用者証明用電子証明書に改めるものであります。

第15条では、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付について規定しております。

改正後の同条項においては、これまでの個人番号カードを使用した交付について規定していたものに加え、スマートフォンに登載する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を使用した項目に関する規定を追加するため、条文を改正するものであります。

施行日につきましては、サービス開始日が決まり次第、規則で定めることとしております。ただし、第14条第2項の改正規定は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第6、議案第49号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書12ページをお開き願います。

議案第49号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例につきましては、令和5年8月の人事院の給与改定に関する勧告に鑑みまして、国に準拠した内容で、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定を行うため、平泉町職員組合と労使交渉、協議を行い、妥結した内容によりご提案させていただくものでございます。

それでは、参考資料の4ページをお開き願います。

議案第49号参考資料、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を参考にご説明いたします。

第1条は、令和5年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正でございまして、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、期末手当で100分の122.5から100分の127.5に、勤勉手当で100分の97.5から100分の102.5にそれぞれ0.05月分、合わせて0.1月分の引上げの改定を行い、定年前再任用短時間勤務職員においては、期末手当で100分の67.5から100分の70に、勤勉手当で100分の47.5から100分の50にそれぞれ0.025月分、合わせ0.05月分の引上げの改定を行い、令和5年12月1日から適用しようとするものでございます。

次に、給料月額に引上げに係る改正でございまして、参考資料5ページ上段から9ページにわたりまして記載されております別表第1の現行欄の行政職給料表を改正後（案）欄の行政職給料表のとおり改定し、令和5年4月1日から適用しようとするものでございます。

また、通勤手当の上限額について、通勤手当に関する規則の改正と合わせ、1万3,800円から2万4,100円に改定しようとするものでございます。

次に、参考資料10ページをお開き願います。

第2条は、令和6年度以降における期末手当及び勤勉手当の支給割合を規定するものでございまして、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、年間合計0.1月分の引上げとせずするため、期末手当で100分の125、勤勉手当で100分の100に改定、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、年間合計0.05月分の引上げとせずするため、期末手当で100分の68.75、勤勉手当で100分の48.75に改定し、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、今回の改定によりまして、給料月額につきましては、高卒、大卒ともに初任給で1万2,000円の増額など、主に若年層に重点を置きまして改定率を逡減させる形で全職員が引上げの対象となる見込みでございます。改定率で申し上げますと、平均1.1%の引上げとなる改定を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

総務課長のお話の中に再任用、それから定年という言葉がありましたけれども、定年が2年に一度の発生になりますよね。新規採用の方針は、平泉町はどんな方針なのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

定員適正化計画を基本としまして、毎年退職の状況、つまり定年退職あるいは自己都合による

退職等の見込みを勘案しまして採用を行うということとしておりまして、定年延長制度がスタートしてからは、60歳を迎える方が定年前の再任用を選択できる仕組みとなっておりますので、そうなりますと現在の再任用職員と同じように定数にカウントされないというようなこともございまして、それらの状況を勘案しながら、毎年その都度採用計画をつくりまして採用を行っております。そのようなことをご理解いただければと思います。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

ということは、再任用の方たちは時短再任用ですか、フルタイムではなくて。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

定年延長の制度が本年度からスタートしておりますが、それ以前に定年を迎えられた職員が65歳まで、現在、従前の暫定再任用といいますか、その再任用の方がいらっしゃいます。ですので、ここで、条例で規定しておりますのはいわゆる再任用職員とそれ以外の常勤の一般職。つまり、定年延長制度が始まって、希望すれば、例えば2年に1歳ずつ増えますから、今年退職される方は、定年延長はおっしゃられたとおりにないということで、61歳までの延長となりますので、そういった方については再任用以外の職員ということで、規定を再任用と再任用以外の職員というふうに言葉として分けて記載しているものでございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今回の提案については、当然といえば当然、賛成なわけですがけれども、この間、この場の議論でもいわゆる職員給与のことは度々ありました。民間との賃金関係がそこにはあったのだろうなと思うわけです。

そこでですがけれども、実は県議会が一昨日終わりました、達増知事が今度の県の一般会計補正予算で岩手県物価高騰対策賃上げ支援費というのを盛り込みました。それは、民間の賃金を1時間当たり50円以上引き上げた中小企業に対して従業員1人当たり5万円、最大20人分、1事業所当たり最大100万円の支援を支給しようということになっています。ですから、これから民間の、この地元、町内でもやっぱり賃上げということもしていかなければならないと思うのですよ。そういう点では、こういった制度をやっぱり周知もしながら活用していくということは非常に大事だと思うのですが、考えを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今、支援制度というようなところでのご質問ありましたけれども、いずれ県の支援制度、あと

は町でも今後検討するというお話しはしましたけれども、そういった制度をやはり事業者の方にも周知をして取り組んでいくというのは当然のことですし、あと、最低賃金も岩手県は最下位というようなことになっておりますけれども、今後も最低賃金も上がってくるというようなところもありますので、そういったところも視野に入れながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上になります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第7、議案第50号、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

議案書19ページをお開き願います。

議案第50号、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例につきましては、令和5年8月の人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、勤勉手当制度がない会計年度任用職員につきましては、一般職の職員との均衡を考慮し、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当を合わせた0.1月分の引上げを期末手当の支給割合の改定によりまして所要の整備を図ろうとするもので、こちらにつきましても労使協議を経て妥結した内容により提案させていただくものでございます。

参考資料の11ページをお開き願います。

議案第50号参考資料、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第1条中第13条では、フルタイム会計年度任用職員の期末手当を規定しておりまして、令和5年12月期の支給割合について、100分の127.5から100分の137.5に0.1月分引き上げようとするものでございます。

第23条では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について規定しておりまして、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の取扱いと同様に、100分の127.5から100分の137.5に0.1月分引き上げようとするものでございます。会計年度任用職員においては勤勉手当制度がないことから、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当を合わせた0.1月分の引上げを期末手当において改定し、令和5年12月1日から適用しようとするものであります。

第2条では、令和6年度以降における期末手当の支給割合について、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員ともに年間合計0.1月分の引上げとしてならすため、100分の132.5に改正いたしまして、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

週何時間以上勤務した会計年度任用職員さんがこれ、期末手当頂けるのですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

手元に資料がございませんでしたが、15時間30分だったかと思ひまして、5時間の方であれば、4日とか勤務すると対象外というふうなことになると思います。もう一つの要件としましては、年度内、一会計年度に任用期間が決まっておりますので、そのうち6月、6か月間勤務されたというような要件がございまして、勤務した月数に応じて支給割合の減額といいますか、そういったものが生じるというような、そういうような制度でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

会計年度ですので1年単位だと思うのですがけれども、夏も、6月も期末手当というのは出るのですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

6月の期末手当のご質問については、つまりは4月からの雇用になるので、6月を満たさないということでの趣旨でのご質問かと思いますが、こちらにつきましては前年度から引き続き6月以上勤務されている方について該当するというようなことで、新規に採用された場合はそういう要件を満たさないということになるというふうに、そのような制度でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

関連ですが、いわゆる指定管理の施設、具体的に言えば図書館とか公民館、指定管理になっているわけですが、こういった流れの中で、以前は会計年度ではなくて臨時になっていたか、そこも私も記憶定かではないのですが、いずれそういったところも含めて賃上げというのは必要なのだと思うのですよ。そういったことというのは今後どういうふうに考えているのか、伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

公民館、図書館につきましては、令和4年度から指定管理というようなことで運営してはございますが、このような賃金の改定につきましては情報提供を行いながら、指定管理者に伝えながら、いろいろとご検討いただくというような形で、今後指定管理等は検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

もちろん指定管理者と働いている人との関係での契約というか、そういうことになってくると思うのですが、やはり公的な町の施設でもあるということも事実だと思うのです。それで、以前このエピカ建設の過程でいろいろ指定管理料とか議論にもなりましたが、前の教育長との間でそういった働いている人の処遇の問題、どうなのだというので、それは基本的には守っていくのだという答弁もありました。いずれそうしたことも踏まえて対応をするべきだということをお願いしておきます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第8、議案第51号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小原税務課長。

税務課長(小原真弓君)

議案第51号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の議決を求めることについて補足説明をさせていただきます。

議案書21ページをご覧ください。

今回の改正は、平泉町町税条例の国民健康保険税に係る条項について、産前産後期間相当分の国民健康保険税の一部を免除するため並びに賦課方式変更に伴い、激変緩和措置により段階的に税率を改正するため、施行期日を異ならせて改正する必要があることから、平泉町町税条例の一部を5条立てで改正を行うものです。

お手元に配付されております平泉町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

参考資料13ページ、平泉町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表第1条関係をお開きください。

第1条では、国民健康保険税の未就学児に係る減額について、金額を規定せず計算割合を規定する改正並びに産前産後期間の減額すべき額の算定方法、出産被保険者からの届出内容、届出書の添付書類、受付開始期間及び職権による免除措置を規定するものです。

施行日は令和6年1月1日から施行するものです。

参考資料17ページ、平泉町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表第2条関係をお開きください。

第2条では、国民健康保険税の賦課方式を4方式から資産割を除いた3方式に変更するため、資産割額に関する規定を削除し、激変緩和措置の1年目として、医療分の被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正、後期高齢者支援金分の所得割額、世帯別平等割額の改正並びに7割、5割、2割軽減額を改正するものです。

施行日は令和6年4月1日から施行するものです。

参考資料22ページ、平泉町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表第3条関係をお開きください。

第3条では、激変緩和措置の2年目として、国民健康保険税の医療分の所得割額、世帯別平等割額の改正、後期高齢者支援金分の所得割額の改正及び介護納付金分の所得割額の改正並びに7割、5割、2割軽減額を改正するものです。

施行日は令和7年4月1日から施行するものです。

参考資料25ページ、平泉町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表第4条関係をお開きください。

第4条では、激変緩和措置の3年目として、国民健康保険税の医療分の所得割額、世帯別平等割額の改正、後期高齢者支援金分の所得割額の改正及び介護納付金分の所得割額の改正並びに7割、5割、2割軽減額を改正するものです。

施行日は令和8年4月1日から施行するものです。

参考資料28ページ、平泉町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表第5条関係をお開きください。

第5条では、国民健康保険税の医療分の所得割額、世帯別平等割額の改正、後期高齢者支援金分の所得割額の改正及び介護納付金分の所得割額の改正並びに7割、5割、2割軽減額を改正するものです。

施行日は令和9年4月1日から施行するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

まず、基本的には資産割がなくなるというのは賛成なわけですがけれども、そこで、資産割の対象世帯、これまでと現在、被対象世帯、いわゆる資産割がかかっていない世帯というのはどのくらいあるのか伺います。

議長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

平泉町の令和5年の資産割を課税している世帯でございますけれども、1,013世帯中561世帯であり、全体の55%ということになります。資産を有していない世帯は452世帯でございます、全体の約45%となります。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

全体として、基本的には資産を課税になっていないところは下がるというふうに説明もされてきました。それで、ただ実際は43万円以下、それから100万円以下、所得ですけれども、モデル世帯というのは幾つか出されていて、大体このところでは大方資産の課税になっていない。ならないところは下がるということでありますけれども、当然900万円余り、このことによって不足が生じる。それを財調で3年間入れていくということになっているのですけれども、ところが実際は、世帯によっても違いますが、とりわけ3人世帯なんかになってくると200万円以下、それから300万円以下という出されたシミュレーションの中では、やはり資産割が現在ある方でも3万4,800円の増税になると。もちろん資産割ない人は6万円と、300万円以上というふうにはなるというふうなシミュレーションが出ているのですけれども、さっき45%が資産割ない人だったと思いますけれども、つまり、結局こうなると半分以上というか相当のところが増税になるということだと思えるのですが、その辺はどうなのでしょう。

議長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

この資産割の廃止に伴いましての増額というところでございますけれども、3人以上の世帯というのは1,013世帯のうちの6.5%というところでございまして、そうしますと人数的にはすごく多いというところではないのですが、先ほどご指摘がありましたように、所得の割合が高くなると、資産割があっても、そこはプラスになるということにはなりません。こちらのほうで、令和5年の11月末現在で200万円以上の所得がある世帯で資産割があるという世帯を踏まえまして、どの程度上がるのかという割合を出しましたところ、約53%が年税額が下がりまして、47%は年税額が上がる可能性があるというところで試算をしたところでございます。先ほどご説明したところでは、全体の45%が資産を有していないということでしたので、約2%上がる見込みがあるというところで試算を行っております。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

国保世帯いろいろだと思うのですが、例えばこのモデルで出ている所得270万円という、多分給与所得だと390万円ぐらいの収入があるということだと思うし、154万円という何かモデルもあったと思うのですが、大体230万円ということで、これは、必ずしもやっぱり所得、収入としても多くないところだと思うのです。さっき、4割あるいは半分ぐらいはやっぱり増えるということになりますので、この辺は、確かにシミュレーション、多くない世帯でも一番上がる方は資産割なしで6万円くらいと。これ3人ケースです。資産割あった方でも3万4,800円上がるというふうになっていますから、やっぱり全体としてはなかなかこれは大変な額ではないのかなというふうに思うわけですよ。確かに所得割かかった人は減るところもあるのだけれども、全体の所得の割合からすれば、この金額というのは少なくないのだらうと思うのですが、いかが考

えますか。

議長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

こちらについては滞納面のお話からさせていただきたいのですけれども、現在、国保税については令和4年度の決算時点で約870万円の未納があるというところで、今収納のほうには努めているところがございます。こちらの世帯を見ますと、例えば長期にわたって未納しているご家庭などについては、年金収入のみで、ただし資産がかなりあるお宅であって高齢化しているという状況もございまして、それ以外にも、例えば会社を辞められて、そして前年度の所得に課税されるものですから、そういったところで滞納されているという、そういうお宅があるわけがございます。

今回、資産割を除くことによって、先ほど、前段で申し上げました世帯については、幾らかでも国保税については軽減されるのかなとは思いますが。ただ、所得割については今回上げておりますので、例えば前年所得があって、今年度に入って退職された方については税が、所得割の率が上がっていますので、そこについては国保税は高くなるというところになるかと思っておりますけれども、いずれにしましても、こちらのほうでは納税相談などを行いまして、分納ですとか、あとはどのように納めていったらいいかというところについては、今後も個々の相談に応じながら収納に努めてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

それでは次は、財政見通しという資料が出ていました。このことについて伺いたいと思います。

資料ナンバー4というふうについておりますけれども、歳入の関係で税込、国保税、令和4年度で1億3,800万円。それが、もちろん資産割を減らすから、税収は減るのは当然です。多分、令和9年度、最終は。令和9年度でも1億900万円に、結局ずっと減っていくわけですよ。その辺はどういうことかなと。少しずつ課税していくわけですね、元の900万円なりを。資産割をなくした分をほかのところ率上げたりしていくという提案なのですから、それでもずっと減っているというのは、もちろん世帯が減るとか、所得も減っていくかもしれないということもあると思うのですが、その辺はどういうふうなことでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

国保税については、ご存じのとおり年々減額傾向にございまして、これは世帯数及び被保険者数の減少や、あとはコロナなどの影響、そのようなものについて影響を受けたことによる減少でございました。特にも令和4年度から減少傾向が加速しまして、令和4年度決算では前年度から860万円の減、令和5年度については、試算では前年度より1,270万円の減が見込まれているとこ

ろでございます。

こちらの令和5年と令和4年の所得の状況を比べましたところ、所得が43万円以下の世帯が増えまして、100万円以上400万円以下の世帯が減ったという結果が出ました。これによりまして、人数も減にはなっているのですが、所得割がさらに大きく減額になっているということが分かりました。こちらの所得が減るということは軽減世帯が増えるということですので、税収については今後も減少傾向にあるということになります。

こちらのほうについては、75歳になりまして後期高齢者への加入が増になったということに加えまして、令和4年10月から社会保険適用拡大がございましたので、以前は社会保険に加入できなかったパート、アルバイトの従業員の方も、一定以上の労働時間があれば社会保険への加入が義務化されたということで、所得があった方がそちらのほうに加入されたということが大きく影響しているのではないかと考えております。

また、今回の改正でございますけれども、4方式から3方式に変更する改正でございますので、税率改正をしても、1世帯当たり、あとは1人当たりの年税額は令和5年度と令和9年度がほぼ同額になるように税率を変更している改正となります。ということから、税率的には令和5年度と令和9年度は変わらない。ただし、被保険者が減っていく。そういったことで、こちらのほうについては減額傾向が続くというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

歳入についてなのですが、いわゆる県支出金について伺いたいと思います。令和4年度は5億3,600万円で、5年、6年と増え、その後減っていくのですが、これはどういうことで県の支出金が減るといふ推計なのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

県支出金について、まず考え方なのですが、県支出金の中では普通交付金と、それから特別交付金がございます。特に令和4年度の部分が通年よりも下がっている原因につきまして、まずお話しします。

普通交付金につきましては、市町村が医療機関に支払う医療費の給付の額を県が市町村に給付するというので、令和4年度におきましては、歳出の医療給付につきましても下がっております。ですので、そういった分が大きく影響して、通年よりも2,000ないし3,000万円近く下がっているというのが一つの要素です。

しかしながら、今お話しをしたとおり、今後上がってくというのは、医療給付の部分につきましては税務課長が申し上げたところもございまして、被保者がこれから、どちらかといえば高齢の方々、特に所得の少ない方々が占めるような割合になってまいりますし、1人当たりの医療が、県の試算ではこれからちょっと上がっていくだろうと。全体の医療費給付は下がるのですが、1

人当たりの医療費は今後上がっていくというような部分もございましたので、当然歳出の部分での保険給付につきましても、見込みとしてはこれから増えていくだろうと。それと併せて普通交付金のほうも、そういった県からの医療費部分の支給というふうなことで上がっていくというふうに想定しているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今の質問の関係で、県支出について、ここはさっき言ったとおりなのですが、後は下がるといことなのですが、一般質問で言いたいいわゆるインセンティブ、つまり健診なんかの努力したところはお金出しますよと県は言っているわけです。その辺なんかはここには見込まれていないのですか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

この部分につきましては、特別交付金の中で要素がございます。今言った保険者、いわゆる市町村の努力した部分での支援分、さらには特別調整交付金など、いわゆる医療費の格差の部分でそういった部分の支援もございます。算出的には非常に難しいところがございます。インセンティブをこの時点で、ではどのような計算で入れられるかという問題がございますので、ある程度過去の数年間の実績などを踏まえながら、その部分は加味して、こちらの県支出金のほうに金額として算入させていただいているというところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

それでは、いわゆる財政調整基金について伺いたいと思います。今1億9,000万円かな、令和4年の決算でというふうになっています。これは、県の資料を見ていると思うのですが、県下ではいわゆる保険給付費、平均3年かな、ここは取っているのだと思うのですが、それに対して何%というふうになっていますか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

財政調整基金の積立てにつきましては、過去は厚労省の通知の中で医療給付費の5%というところが言われてきた経緯はあります。現在のところはそういう通知等はありません。ですので、標準的な積立金は幾らかというふうなことになれば、さきに議員からもご質問があったとおり5%で3,000万円くらいかなというふうな、過去の通知の中ではそのような状況でござい

ます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

つまり、32%、令和4年の決算で、県下では、このいわゆる基金の保有割合というのは、33市町村あるわけですが、これは3番目だと私どこかで言ったと思うのですが、10%以下の市町村というのはどのくらいあるのですか、33のうち。伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

現時点で、令和4年度で、はっきりした数字は確認しなければいけません、20市町村ぐらいが10%以下というふうなところの現状であります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

財政状況が、基金を取崩しながらの赤字補填という形になっているというふうな説明もあったわけなのですが、岩手県が将来的に統一するという見込みも示していると思うのです。他県のところで令和9年の統一というところも見えるところもあるのですが、岩手県の状況についてお知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

岩手県でのいわゆる保険税の完全統一の動きになりますが、まずは国民健康保険運営方針ということのを県のほうで策定しておりまして、現在は第2期の運営方針になっています。これは今年度までです。第3期の運営方針が来年度から、令和6年度から令和11年度までというふうなところでございます。さきに質問のありました完全統一につきましては第4期以降、つまり令和12年度以降に、そういった統一に向けて進めていくというような考えでございます。

段階的な話ではございますが、県のほうで検討されている内容としては、市町村と協議しながら、第3期の計画、いわゆる次年度以降の計画なのですが、その中でまずはこの各市町村が県に納めている事業納付金、こちらが今は医療費水準を反映させた分の納付金額になっておりますので、それをまず医療費水準を反映させない、そういった部分を進めていくと。いわゆるどこの市町村においても、医療費水準を反映させない統一的な納付金というふうな考え方をまず進めていくというふうな段階での検討を進めているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

財政計画の中で令和8年まで、そして激変緩和措置ということで3年を経過して令和9年という形を、財政見通しをつくっているようですが、今伺いましたところ、全県統一、税率を統一するということが令和12年となってきますと、その間の見通し、8,000万円の残というところの見通しについてはあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

完全統一について、私の答弁がもしかして誤りだったのかもしれませんが。令和12年度以降ということで、令和12年度以降の部分で今検討されているという部分でございますが、今の財調の部分なのですが、ここ数年、確かに財調の取崩しを令和4年度行いました。これ以降のシミュレーションをしていった場合でも、やはり医療費部分、1人当たりの医療費のこれから変わっていく部分と、それから1人当たりの医療費が上がっていくというふうなことで、財調を崩していかないと歳入歳出が、いわゆるそういった部分での調整が取れないというふうなことで、来年度から令和8年度までにおきましては資産割分の補填もありますが、それ以外にもともこの運営をしていく中で財調を崩さなければいけないというふうな傾向になってきております。ですので、今後の見通しは非常に厳しいというふうには考えております。

ここ数年のシミュレーションをただけでも毎年2,000万円から2,500万円ぐらいの繰入れをしなければいけないということになっていきますので、この兆候は、国のほうからの支援とか県からの支援が増えていかなければ、基金はある程度枯渇の方向に向かっていくのではないかなと思います。これからは積立てというふうなところはなかなか難しく、取崩しのほうが進んでいくのではないかなというふうに想定しております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

午前中に引き続き、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

条例提案に反対の立場から討論を行います。

まず1つは、資産割をなくして、多くの所得の低いところは減税になるということではありませんけれども、また一方で、令和9年度に向けて、半分近くのところが増税になるのも事実でありますし、一旦資産割が減ったとしても、所得割あるいは率でも金額でも、上がっていくというのは事実であります。そもそも国が1兆円のお金を入れてくれば、この国保会計も安定してくると言われてきましたけれども、平泉町の場合でありますと、以前に私が推計したところでは、国保会計と協会けんぽ、あるいは組合関係と比べて1.7倍も所得に対する税負担の割合が大きいことになっています。

例えば今度示された推計でも、所得の約64万の2人世帯では2万5,100円の増税となります。私自身は国保ではありませんけれども、ほぼ私と同じくらいの所得となりますけれども、この間でも町県民税で每期ごとに5万円の納税をしているわけで、新たに2万5,000円の納税ということになります。そういう点では、やはりこの税負担というのは重いと言わなければなりません。

2つ目には、財政調整基金の問題であります。答弁、質疑の中でもありましたけれども、現在令和5年度決算で平泉町の財政調整基金の保有は、保険納付金の3年間の平均額に対して32.29%と県内33市町村のうち2番目に多くなっています。推計で、令和9年度には8,000万円ほどに減ってしまうということになっております。

しかし、令和4年度決算で岩手県の保険給付費平均額に対する基金保有の割合は、岩手県の平均は10.54%、そして、この基金の保有割合、33市町村のうち約3分の2はほぼ10%以下となっています。さらに、5%以下の市町村が3分の1というふうになっているところでもあります。令和9年度に平泉町の基金が8,000万円になったとしても、ほぼ14%ということになりますから、県内の33市町村の国保の運営、会計のやりくりというのはそれぞれの内容ではありますけれども、そういった点からもこの基金の多さというのは際立っており、基金の活用で増税を避けるべきだと考えます。

第3点は、増税の前にやるべきことがあるということでもあります。一般質問などでも議論しました。今度の歳入の今後の見通しの推計にインセンティブを入れたという話もありました。しかし、平泉町の健診や、あるいは健診指導が極めて低いという状況の中で、増税の前にやるべきことがあると言わざるを得ません。

そういった立場から、条例の増税の改正案には反対といたします。

以上で討論を終わります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、条例案の改正に賛成の立場から討論を行いたいと思います。

国保税につきましては、対象が、医療費が高い高齢者あるいは低所得者が対象であり、当町においても被保険者の70%を高齢者が占めているわけであります。今回、賦課方式の変更ということで、4方式から3方式に負担割合が変わる案が示されております。これは、資産割ということもなくすことで3方式への方向転換ということになると思いますが、国保税はそもそも農業者を対象にした賦課方式でありまして、当時はかなり多くの被保険者がおったわけですが、資産割につきましては農業者の資産という名目が変わっており、国保の被保険者の構成は大きく変化しております。固定資産税の二重払いとの側面もあり、資産割をなくすということについては当然というふうに思われます。

一方、課税方式の変更により、今回資産割をなくすことで課税が多くなる世帯が増えるということは聞いております。この変更によりまして、ここ3年の間、激変緩和ということで、令和8年まで課税の割合を加減しながら3方式に合わせていくということであります。国保税の財政運営につきましては、令和4年度より赤字に転じております。財政調整基金を取崩しながら、令和8年度までは運営を行っていくということであります。

先ほど質問もいたしました、その後県が令和12年度以降に統一を図るというような方針でありますけれども、そこまでの運営を町としても非常に危惧しているところだと思います。今後、高齢化あるいは人口減少、そして低所得者も増えていくと思われまします。そういったところで非常に厳しい財政状況の下、今回こういう形で負担をしなければならない。応能、それから応益ということで住民が負担をするという、みんなで負担し合うという原則の下で、私たち住民は負担をするということになります。

そして、多くを占める医療費につきましては、医療費の増減でこの3年間変わってくるのではないかとこの当局からの説明もありました。それにつきましては、健康寿命を延ばすということで特定健診あるいは健康増進、そういったところを併せて努力していただきまして、なおかつ町民への丁寧な説明、そして理解を求めることに努力することを改めて求めまして、今回の条例改正に賛成をいたしたいと思っております。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

ここで総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

議案第50号の猪岡須夫議員のご質問に対する答弁の中で誤りがございましたので、訂正させていただきます、おわび申し上げます。

会計年度任用職員の6月期の期末手当の支給についてでしたけれども、新規に採用された場合、6か月の任用がされていないということを経由に支給されないというふうに答弁いたしましたけれども、任用期間が6月以上の発令がある方につきましては、4月、5月の平均給料または報酬に対する支給割合に3割の減額率といいますか、3割という額で支給されるということですので、要件につきましては6か月の任用実績ではなくて、6月以上の任用期間の発令がある方を対象とするということで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

議長（高橋拓生君）

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時13分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第9、議案第52号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

議案書27ページをお開き願います。

議案第52号、指定管理者の指定に関し議決を求めることにつきまして補足説明をさせていただきます。

このたび指定管理をしようとする対象施設名は、平泉町農産物加工直売施設でございます。毛越寺門前直売あやめという店舗名で、町民の皆様や観光客の方々に利用されております。

施設の所在地ですけれども、平泉町平泉字大沢61番地5で、町営毛越寺駐車場敷地内でございます。

指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

指定者は、住所が平泉町長島字矢崎54番地、団体名が農事組合法人アグリ平泉、代表者は代表理事の石川文士良氏でございます。

提案理由でございますけれども、平成22年2月20日に開店した平泉町農産物加工直売施設は、現在3期目の指定管理期間であります5年間が令和6年3月31日をもちまして終了となりますので、引き続き、指定管理者を農事組合法人アグリ平泉に指定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

1点だけ質問いたします。

手元の資料によりますと、総合評価、講評のところの4番目の施設等維持管理状況は改善の余地があるとありますが、具体的に施設等の維持管理のどの辺に、状況に問題があって、そこをどういうふうに改善していくのか、伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

施設につきまして、建物の外にごみ箱がありまして、それを覆っている木製の箱といたしますが、そういうものがあるのですけれども、そちらのほうは少々壊れているというような状況でございます。そちらにつきましては、修繕するよという話をさせていただいております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第10、議案第54号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

議案書35ページをお開き願います。

議案第54号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をさせていただきます。

36ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税、1項町民税635万1,000円、これは現年課税分でございます。

14款国庫支出金535万3,000円の減、1項国庫負担金764万6,000円、これには公共土木施設災害復旧事業費負担金688万7,000円が含まれております。2項国庫補助金1,299万9,000円の減、これには特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金1,134万2,000円の減額が含まれております。

15款県支出金74万5,000円の減、1項県負担金40万4,000円、2項県補助金115万3,000円の減、これには子育て支援対策臨時特別事業費補助金669万1,000円が含まれております。3項委託金4,000円。

16款財産収入43万4,000円、1項財産運用収入39万9,000円、2項財産売払収入3万5,000円。

17款寄附金、1項寄附金500万円、これはふるさと応援寄附金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金7,192万4,000円、これには財政調整基金繰入金7,122万4,000円が含まれております。

20款諸収入72万円、4項受託事業収入1万5,000円の減、5項雑入73万5,000円。

21款町債、1項町債350万円、これは土木施設災害復旧債でございます。

歳入合計補正額8,183万1,000円でございます。

次に、37ページをお開き願います。

歳出でございます。

歳出予算におきましては、人事院勧告に鑑みた一般職の職員の給料月額及び会計年度任用職員

の報酬、勤勉手当等の改定に係る人件費の増額が含まれております。

1 款議会費、1 項議会費40万2,000円。

2 款総務費2,539万8,000円、1 項総務管理費1,729万6,000円、これにはふるさと応援基金積立金500万円が含まれております。2 項徴税費161万4,000円、3 項戸籍住民基本台帳費629万9,000円、4 項選挙費7万2,000円、5 項統計調査費11万7,000円。

3 款民生費4,541万3,000円、1 項社会福祉費2,177万6,000円、これには新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別給付金450万円が含まれております。2 項児童福祉費2,363万7,000円、これには子育て世帯冬季臨時特別給付金500万円が含まれております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費940万9,000円、これには子育て支援課開設準備備品購入費800万9,000円が含まれております。

6 款農林水産業費323万円、1 項農業費267万9,000円、これには畜産飼料価格高騰支援事業補助金428万8,000円が含まれております。2 項林業費55万1,000円。

7 款商工費、1 項商工費116万円の減、これにはキャッシュレス決済活用事業費補助金245万9,000円が含まれております。

8 款土木費48万4,000円、1 項土木管理費63万8,000円、2 項道路橋梁費10万3,000円、4 項都市計画費77万3,000円の減、5 項住宅費51万6,000円。

9 款消防費7万1,000円。38ページをお開き願います。1 項消防費7万1,000円。

10 款教育費1,588万7,000円の減、1 項教育総務費292万4,000円、2 項小学校費616万1,000円、3 項中学校費283万7,000円、4 項幼稚園費51万1,000円、5 項社会教育費3,248万2,000円の減、6 項保健体育費416万2,000円、これには長島球場スコアボード設計業務委託料359万2,000円が含まれております。

11 款災害復旧費1,437万円、1 項土木施設災害復旧費1,032万6,000円、これは災害復旧工事費補助分でございます。2 項農林水産施設災害復旧費404万4,000円、これには農地災害復旧支援事業補助金300万円が含まれております。

12 款公債費、1 項公債費10万1,000円。

歳出合計補正額8,183万1,000円でございます。

次に、39ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございます。起債の目的、公共土木施設災害復旧事業につきまして、変更前の限度額1,300万円を変更後の限度額1,650万円に変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変わりはありません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

1つ伺いたいと思います。全体で、給与関係で伺いたいのですけれども、労務職員の別表1の改定はないのですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

条例につきましては、一般職の給与改定条例でございまして、労務職に関しましては規則で定めておりまして、一般職と同様に今回、国の人勧に基づいて改定を行ったもので、補正額も本補正予算に組み込んでございます。

議長（高橋拓生君）

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

今の質問については納得しました。

54ページの3款1項1目27節、214万5,000円繰り出し、悠久の湯へ、特別会計と。これ9月に219万3,000円も繰り出している。合わせて430万円。これ、あともう繰り出しはないですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

54ページの福祉交流館への繰り出しですが、こちらの繰り出しの内容につきましては、温泉会計の歳出の部分での今給与改定に伴う会計年度職員の給与に関する分の費用として繰り出したものでございます。今後につきましては繰り出しは、今後も温泉のほうの運営を見ながら、その部分については必要であれば繰り出しをお願いする場合もございますが、繰り出しの予定は現時点ではないものと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

3点伺います。

初めに、41ページの教育費国庫補助金と、42ページの教育費県補助金がありますが、無量光院跡と旧観自在王院跡の、これは県と国からの補助金ですが、今年度は修理は行わなかったという、行われなかった理由をお示してください。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

歳入の国庫補助金につきましては、補助金申請の申請額を当初予算に計上しているというところでございます。その後、国と県の査定を受けまして、補助対象となります事業費が約5割減額

されたというところがございます。今回の補正予算につきましては、補助金交付決定額に基づきまして減額したものでございます。残りの5割で本年度は工事を行っているというところがございます。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

5割でやったということですか。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

国の補助金が全国的な災害とかで減額されておりますので、今年につきましては申請した残りの5割で行っているというところがございます。具体的には町道沿いの修景盛土、あと池の護岸ということになります。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

次に、58ページ、衛生費の17節備品購入費800万9,000円、子育て支援課開設準備備品購入費、高額なのですが、これの内訳をお願いします。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

この備品購入費に関しましては、新たに設置する子育て支援課内に必要な備品ですけれども、主なものを申し上げますと事務机とか椅子、こちらに関しまして合わせて100万円以上ございまして、それからカウンターについても130万円弱、その他相談室用のテーブルも60万円弱と。そういったもの、いろんな必要な什器を合わせましてこの額となるということございまして、それに対して応分の補助金が充当されるという予定でございます。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

次に、59ページの3目環境衛生費の中の18節の負担金補助及び交付金なのですが、省エネ家電買換購入促進費補助金450万円の減になってはいますが、これは6月補正で1,260万円、世帯の1割で250世帯分を補正しました。そして、この事業は12月28日まで延期になりました。最高額、1世帯につき5万円で、単純計算すると90世帯分が450万円ということで、これ、再々度延長の考えはないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今ご質問のあったとおり、当初は10月いっぱいまでの申請期間でございましたが、状況が、もう少し駆け込みのように10月末にも申込みがございましたので、再度この物価高の状況を見ながら、年内まで延長させていただいたところがございます。現時点では再延長というふうなところは考えておりません。現在、状況をお話ししますが、この450万円を減額したのは、1,250万円の当初予算に対して450万円を減額するので800万円と。現計予算は800万円というふうに今考えておまして、現状として、交付金のほうの実績額としては、12月7日現在なのですが、659万3,000円というふうな状況になっております。

この12月に入ってからまだまだ申込みのほうがあるところで、大体予想としては750万円ぐらいに届くのではないかなというふうな考えはしておりますが、ある一定程度周知も大分図っておりますので、今後この事業についての再延長というふうなところは考えていないというところでございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

61ページの3目の18節と22節について伺いますが、中山間直接支払交付金事業も、それから多面的活動事業も、今第5期の活動期中なのですけれども、ここで、多面的機能で400万円以上減額されているわけですが、減額をされた原因というのはどういうものなのかということをお伺いします。

それから、中山間の過年度返還金、金額は少ないのですけれども、どのような原因でもって返還金が求められているのかということについてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

まず、多面的支払交付金の481万1,000円の減でございますけれども、こちらはいろいろな活動の中で長寿命化活動というのがあります。そちらのほうなのですけれども、国のほうに要望を出しておるのですけれども、国・県の補助金のほうが要望額に対して50.1%の割合でしか交付されないということで、その分の減額というふうになってございます。

それから、もう一点、中山間地域等直接支払交付金過年度返還金でございますけれども、こちらにつきましては、2つの集落協定で、まず1つが今まで管理されていた土地につきまして個人住宅になるということで、そこが宅地ということになりますので、令和2年度まで遡って返還という形です。それから、もう一つの集落につきましては、楽天モバイルの基地局が建てられるということで、そちらも宅地化されるということで、こちらは令和3年度まで遡って2か年分返還というふうになります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

7 番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

74ページ、12節の委託料でございますが、長島球場スコアボード設計業務委託料ということで359万2,000円が計上されておりますが、この設計業務の内容について伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

長島球場のスコアボードにつきましては、本年の9月の月上旬頃、スコアボードが故障してつかない状況になりました。こちらのスコアボードは平成2年に設置され33年が経過しているということで、当初は修繕等を行いながらと考えたわけなのですが、やはりかなりの年数が経過しているということで、修繕するにも部品がないというところで、今後新たにこちらのスコアボードにつきましては、設置をし直さなければならないということでございます。

それで、設置に至るまで、スコアボードにつきましてはいろいろ調査したところ、受注生産ということから、まず初めに工事費を確定させるためにスコアボードの設計業務を年度内にいたしまして、来年度の新年度予算ということで概算の見積り、概算の予算でもって、今財政担当課と協議していくというような状況でございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

7 番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

改正時期は来年に行うということですね、予算要求をすると。それで、改修費用、おおむねの概算はどのぐらいになるのでしょうか、お伺いします。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

業者に見積りをご依頼いたしまして、今確認しているところです。一応今いただいている見積りは7,500万円ということではございますが、今後いろいろ精査しながらというようなところで検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11 番（升沢博子君）

63ページ、4目観光振興費の中の12節委託料、ポータブル観光ガイドシステム、この8万8,000円の改修の内容についてお知らせください。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

観光振興費の委託料8万8,000円でありますけれども、今年度平泉ポータル観光ガイドシステムということで新たにリニューアルをしたところでございます。それで、岩手県出身の声優さんのほうに音声を読み込んでいただいて、今町内29か所にスマホでQRコードを読み込んで音声を聞くというようなシステムを新しく構築したわけなのですけれども、音声、今までは一般のコンピューターでやっておりましたので普通にはダウンロードはできたのですけれども、声優さんということで今回読み込んでいただきましたので、それをダウンロードできないようにシステムのほうを改修する必要が出てきましたので、それに伴う改修委託料8万8,000円となっております。

以上になります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第55号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第55号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の84ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をい

たします。

歳入、8款諸収入、2項雑入22万5,000円、一般被保険者第三者納付金の増額でございます。

歳入合計補正額22万5,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費10万5,000円、1項総務管理費2万9,000円の減、一般管理費の減額でございます。2項徴税費13万4,000円、市町村事務処理標準システム関連改修等委託料の増額でございます。

2款保険給付費、5項葬祭諸費27万円、被保険者葬祭費の増額でございます。

5款保健事業費、1項特定保健審査等事業費15万円の減、保険事業実施事業計画等策定支援委託料の減額でございます。

歳出合計補正額22万5,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第56号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第56号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の92ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金53万8,000円、保険基盤安定繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額53万8,000円の増額でございます。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金53万8,000円、保険基盤安定負担金の増額でございます。

歳出合計補正額53万8,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第13、議案第57号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第57号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の98ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金214万5,000円、一般会計繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額214万5,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費214万5,000円、報酬、給料及び職員手当等の増額でございます。

歳出合計補正額214万5,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第14、議案第58号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書103ページをお開きください。

議案第58号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、104ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきますけれども、款項同額ですので、項の補

正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料141万5,000円の減額、これは中尊寺第二駐車場と毛越寺駐車場使用料の減額によるものであります。4 款諸収入、2 項雑入60万5,000円、これは喫煙施設維持管理料の増額であります。

歳入合計7,192万9,000円となります。

続きまして、105ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費81万円の減額、これは職員及び会計年度任用職員の人件費、消費税及び地方消費税の増額、観光交通マネジメント委託料、中尊寺第二駐車場区画線塗装工事等の減額によるものでございます。

歳出合計7,192万9,000円となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第15、議案第59号、令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

それでは、議案書113ページをお開きください。

議案第59号、令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

114ページをお開きください。

令和5年度平泉町下水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額ですから、目の補正額でご説明いたします。

初めに、収入です。

1款下水道事業収益14万8,000円の減、1項営業収益、1目下水道使用料70万円、2項営業外収益、3目他会計補助金84万8,000円の減。

次に、支出です。

1款下水道事業費用14万8,000円の減、1項営業費用、7目総係費14万8,000円の減。今回の補正は、人事異動による総係費の減額、処理量増加に伴う下水道使用料の増額、また、それらに伴う他会計補助金の減額であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第16、議案第60号、令和5年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

それでは、議案書121ページでございます。

議案第60号、令和5年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

123ページをお開きください。

令和5年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入です。

2款簡易水道事業収益107万3,000円の減、1項営業収益、1目給水収益30万円、2項営業外収益、3目他会計補助金137万3,000円の減。

収入合計107万3,000円の減。

支出です。

1款水道事業費用4万3,000円、1項営業費用75万5,000円、1目原水及び浄水費63万8,000円、5目総係費11万7,000円、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費71万2,000円の減。

124ページに移ります。

2款簡易水道事業費用103万5,000円の減、1項営業費用、5目総係費3万5,000円の減、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費100万円の減。

支出合計99万2,000円の減。

資本的支出でございます。

支出です。2款簡易水道事業資本的支出5万3,000円、1項建設改良費、1目一般改良事業費5万3,000円。

支出合計5万3,000円。

今回は、主に人事院勧告による人件費、企業債利子の確定、それらに伴う他会計補助金の補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

121ページの営業外収益がマイナス137万3,000円なのですが、これの減額の要因は何でしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

議案書123ページでご説明させていただきます。

収入、2款簡易水道事業収益、1項営業収益30万円、これは水道使用量の増額であります。2項営業外収益、他会計補助金137万3,000円の減、これにつきましては総務省の基準の繰入れの額の単価が変わったことによりまして、他会計補助金の繰入額が変更としたものであります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時13分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第17、議案第61号及び日程第18、議案第62号の条例案件1件、補正予算案件1件、合計2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案となります条例案件1件、補正案件1件、合計2件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、条例案件1件につきましてご説明を申し上げます。

議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第61号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。戸籍法の一部改正の規定を踏まえ、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正予算案件1件につきましてご説明を申し上げます。

議案書その2の5ページをお開き願います。

議案第62号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第8号）でございます。

令和5年度平泉町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,699万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,629万円としようとするものでございます。

以上、提案いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第61号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第61号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書その2の3ページをお開きください。

今回の改正は、戸籍法の一部改正により、国において戸籍事務内での情報連携システムが整備されたことから、本籍地以外の市町村窓口での戸籍謄本等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行及び電子化された届書情報の内容証明及び閲覧に関する事務が追加されたことに伴い、平泉町手数料条例別表1に掲げる戸籍に関する手数料の規定について、改正を行うものであります。

お手元に配付しております議案書その2の参考資料の1ページ、議案第61号参考資料、平泉町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表によりまして改正内容をご説明させていただきます。

平泉町手数料条例別表第1中、改正後の9項及び12項では、戸籍及び除籍の交付について規定

しておりますが、新たに本籍地以外の市町村の窓口でも戸籍謄本請求を可能とする交付についての規定を追加するものであります。

改正後の11項及び14項では、戸籍の確認が伴う行政手続をオンラインで行うことを可能とするために必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する規定を新たに追加するものであります。

改正後の15項では、戸籍届出もしくは申請の受理証明書等の交付について、新たに電子化された届出書等の情報の内容証明書の交付に関する規定を追加するものであります。

改正後の16項では、戸籍届出書等町長が受理した書類の閲覧について、新たに電子化された届書等情報の内容の閲覧に関する規定を追加するものであります。

この改正で新たに2つの項を加えたことにより、11項と12項を1項ずつ繰り下げ、13項から33項までを2項ずつ繰り下げております。

施行日につきましては、令和6年3月1日になります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第8号）について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

議案書その2の5ページをお開き願います。

議案第62号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、本補正予算につきましては、電気・ガス・食料品等価格高騰の影響により、特に家計への負担が大きい住民税非課税世帯に対する7万円の追加給付に係る事業の早期実施のため提案させていただくものでございます。

6ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金3,324万8,000円。これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金1,374万8,000円。これは財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額4,699万6,000円でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費4,699万6,000円。これには電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金4,585万円が含まれております。

歳出合計補正額4,699万6,000円でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

今回、国からの物価高騰対策として、非課税世帯に対して7万円給付が、これだと思うのですが、これをぜひ年内に支給していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

できるだけ早急に対象者の方々への給付を進めていきたいと思いますが、この後ですが、システム改修をしなければいけない。というのは、12月1日現在で平泉町に住まれている方々が対象になりますので、前に3万円を給付した時点から、やはり対象者が変わる場合もございますので、そういった部分と、さらには今回の場合については、課税されている方から扶養されている非課税世帯の方は基本的に除かれるというふうな部分も、3万円のときと状況が変わっておりますので、そういったシステムの改修をしながら抽出し、できるだけ早く給付できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

1 番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

収入が少ない方は年末年始が大変だと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第19、発議第9号、パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

発議第9号。

令和5年12月14日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、同じく佐藤孝悟、千葉勝男、高橋伸二でございます。

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

次のページをお開きください。

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議（案）。

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの大規模衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、人命が深刻な危機的状況にさらされるとともに、市街地に甚大な被害をもたらして

いる。

平泉町議会は、平泉の「平和」・「平等」の理念に基づき、世界の恒久平和の実現を強く希求し、この紛争に関わる全ての当事者及び日本政府をはじめとする国際社会に対し、次のとおり訴える。

- 1、即時かつ持続的な人道的休戦及び人質の即時解放
  - 2、国際法、国際人道法の遵守
  - 3、人道的被害の抑制、人道支援物資の供給を通じた人道状況の改善
- 以上を決議する。

令和5年12月14日。

平泉町議会。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決しました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

発議第10号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第10号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第10号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

発議第10号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、佐藤孝悟、稲葉正、猪岡須夫、阿部圭二。

私学助成の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

私学助成の充実を求める意見書（案）。

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境に置かれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかかる養育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。

過疎地域の私立高校に対する特別助成を含め、運営費や就学支援金などの私学助成金をさらに充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月14日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから発議第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長 (高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決しました。

---

議 長 (高橋拓生君)

以上で、本定例会12月会議に付議されました全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和5年平泉町議会定例会12月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

閉議 午後 2時32分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 稻 葉 正

同 猪 岡 須 夫